

## 振替供給業務に関わる行動規範

### (基本事項)

1. 福島送電株式会社の役員及び社員は、当社の行う「一般送配電事業者に対する振替供給」(以下「振替供給」という。)業務の公平性・透明性を確保する上で、電気事業法及び関連法令、適正な電力取引についての指針、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針、並びに社内規程(以下これらを総称して「関係法令・規程等」という。)の趣旨を理解し、それらを遵守して行動することを基本とします。

### (制定趣旨)

2. 福島送電株式会社の役員及び社員は、この行動規範の制定の趣旨として、以下の事項を十分に理解し、行動します。
  - ① 電気事業法第23条第1項第1号及び2号の「情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止」は、現行の電気事業制度の下で託送供給及び発電量調整供給の業務を行う一般送配電事業者に対して、送配電部門の公平性・透明性に関する信頼の確保という社会的要請があることを受けて定められたものであり、同法第27条の12の「送電事業者への準用」により、一般送配電事業者に対する振替供給業務を行う送電事業者に対しても、準用されること。
  - ② 上記の関係法令・規程等の趣旨を踏まえるとともに、適正な電力取引についての指針(「送電事業者の振替供給」への準用)の規程に則り、この行動規範を制定するものであること。

### (対象となる情報)

3. この行動規範で規制される情報とは、振替供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報(以下「関連情報」という。)です。

### (具体的な行動の指針)

4. 振替供給業務に関連して、福島送電株式会社の役員及び社員に求められる行動の指針は以下のとおりです。
  - ① 役員及び社員は、振替供給業務に関して、関係法令・規程等を遵守し、特定の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱いません。
  - ② 役員及び社員は、振替供給業務に関して、関連情報を知り得た場合には、関係法令・規程等を遵守して振替供給業務以外に使用しません。
  - ③ 振替供給業務の実施において遵守すべき項目について、「振替供給業務における業務規程」に定めるものとします。

以上